

〔資料44〕アメリカ連邦最高裁 バーネット事件判決 判決文

一九四三年六月一日四日判決

我々が京都地裁に書証として提出し、地裁判決でも触れたアメリカ連邦最高裁のバーネット事件判決は、「君が代・日の丸」強制問題を考える際にしばしば引用される。

アメリカ、ウエストバージニア州の教育委員会は、公立学校の正規の課程の中に、国旗への敬礼を義務づけ、教員と生徒の全てが儀式に参加すること、国旗敬礼を拒否することに對しては、不服従行為としての処置（退学処分、刑事処罰など）が課されるべきことを決議した。この儀式では、国旗への一定の敬礼の姿勢をとると同時に、次のような誓約を唱和することとされていた。

「私はアメリカ合衆国の国旗と、それが象徴する共和国、すなわちすべての人々に自由と正義をもたらす不可分一体の国家に對して、忠誠を誓います。」

「エホバの証人」という宗教団体に属するバーネット家は、国旗敬礼が「偶像崇拜」にあたるとして、同教団の教義に反するという信仰上の信念を理由としてこれを拒否し、このために退学処分を受けたのである。

連邦最高裁は、一九四三年六月、バーネット家の主張を認め、州教育委員会の決議は、合衆国憲法修正一条、一四条が保障する知的・精神的自由権を侵すものであるとの違憲判決を下した。

以後、この判決はアメリカの判例法理として定着している。
(本書 小野誠之「君が代」訴訟と精神的自由権」より)

「ウエスト・バージニア州教育委員会」 VS 「ウォルター・バーネット他二名」

判決の要旨

1、公立学校の生徒に對して、忠誠の誓約を述べさせ、その間、合衆国国旗に對して敬礼することを、退学処分という罰則のもとに要求し、その結果生徒及び両親が不法な欠席との理由で起訴される可能性を必然的にもなう州教育委員会の行為は、憲法上の罰約を逸脱し、憲法修正第一条及び一四条が目的としていること

ろの、すべての公的機關の統制から保障される知性と精神の分野を侵すものである。

2、言論、出版、集会及び礼拝の自由は、州が適法に保護することができ公益に對して、重大かつ差迫った危険を防ぐ場合のみに制限に服する。

3、マイナーズビル校区対ゴバイテスの判決を破棄する。

判決主文

ジャクソン判事が法廷の多数意見を發表した。

マイナーズビル校区対ゴバイテスの件に關する当法廷の一九四〇年六月三日の判決にしたがつて、ウエスト・バージニア州議會はその法令を改正し、「アメリカ主義の理想と原則と精神を教養育て不朽のものとし、そして、政府の組織と機構に關する知識を増大させるという目的のため」同州内のすべての学校に歴史、公民、合衆国および州憲法の教育課程を設置することを要求した。上告人である教育委員会は、州教育長の助言を受けて、公立学校のために「これらの科目を含む教科を定める」よう指示された。同法令は「公立学校に要求されているものと同様の」教科を定めることを私立学校、カトリック教区立学校、プロテスタント各派立学校に義務づけた。

教育委員会は一九四二年一月九日に決議を採択したが、それはゴバイテス判決の意見を大きく取り入れた詳細にわたるものであ

るが、国旗に對する敬礼が「公立学校における行事としてその通常の一部」となること、教員と生徒はすべて「国旗が象徴する國家をたたえる敬礼に参加すべきこと、しかし、国旗への敬礼を拒否することは不服従行為と見なされ、相應の処分を受けるべきこと」と命じている。

この決議はその定義にあるようにもともと、「一般的に受け入れられている国旗に對する敬礼」を要求するものであった。敬礼が「ピットラーの敬礼にあまりにも似かよっている」との反対意見が、PTA、ボーイスカウト、ガールスカウト、赤十字および婦人クラブ連合によって提出された。こういう反対意見を尊重してある程度の修正がなされたと思われ、エホバの証人に對しては何の譲歩もなされなかつた。現在生徒に要求されているのは「腕をしっかりと延ばした」敬礼であつて、敬礼をするものは右手の掌を上に向けて挙げ、次の文句を繰り返すことである。

「私はアメリカ合衆国の国旗と、それが象徴する共和国への忠誠を誓う。全ての者のために自由と正義とを惜えた不可分の國、単一の國家」と。

これに従わないことは「不服従」とされ、退学処分をもつて對処される。再入学は服従することに應ずるまでは法律上認められない。一方退学させられた児童は、「不法に欠席」していることになり、非行少年として処遇される。両親ないし保護者は起訴を免れ得ず、有罪と決まれば五〇ドル以下の罰金と三〇日以下の拘留処分を課せられる。

被上告人らは、合衆国とウエスト・バージニア州の市民であるが、自己および同様の立場にある市民のために、エホバの証人に對し上記の法令が不利に適用されることを禁止する差止め命令を求めて、合衆国地方裁判所へ訴訟を起こした。エホバの証人は法人格のない団体であつて、神の規律によつて課せられた義務は世俗の政府によつて制定された法律の求める義務に優先するとの教義を教えている。彼等の宗教的信条の中には出エジプト記第二〇章四節および五節が字義通り含まれている。すなわち「故自己のために何の偶像をも刻むべからず。また上は天にあるもの、下は地にあるもの、ならびに地の下の水の中にあるものの何の形状をも作るべからず。之を拜むべからず。これに事ふべからず。」とある。エホバの証人は国旗をこの警めにある「偶像」であると考へている。この理由でもつて彼等は国旗に敬礼することを拒否しているのである。

この信仰を持つ児童は、ただそれだけの理由で、学校から退学させられてきたし、退学の危機にさらされている。当局はその児童らを、犯罪性向のある青少年のための矯正施設に送ると脅してゐる。この児童の両親は、非行を引き起こしたかどで起訴されてきたし、起訴されると脅かされている。

こういう事実を主張した上、当該の法令は宗教の自由と言論の自由を否定する憲法違反であり、連邦憲法修正第一四条の「正当な手続き」と「平等な保護」という条項の下では無効であるとの異議申立てに對して、同教育委員会は、これを却下するよう求め

た。この申立ては訴答書面で、三人の裁判官による地方裁判所へ提出された。同裁判所は原告および同様の立場の人々に關して、その法の適用を制限した。教育委員会が当法廷へ直接上告 (direct appeal) してきたのである。

この訴訟は、最高裁がその歴史を通してしばしば求められてきたように、先行する判例を再検討することを求めている。しかし、ゴバイテス判例を論ずる前に、本件の論争を際立たせるいくつかの特徴に注目しておくことが望ましい。

本件の被上告人らが主張する自由は、他のいかなる個人が主張する諸権利と衝突するものではない。どこまでが一人の権利の限界であり、どこから他の人の権利が始まるのかを決定するような場合は、州 (State) の介入がしばしば必要とされる衝突と言へる。しかし、これらの人々が儀式に参加するのを拒否することは、他の人達の権利に干渉したり、それを否定することにはならない。また本件では、エホバの証人たちの行動が平穩で整然としたものであることも疑いない。唯一の対立は公権力と個人の権利との間にある。州当局は、あらかじめ定めた方法の身振りと言言をさせることで公教育を受ける権利を条件付け、更に、両親と児童を罰するという方法で出席を強制する権限があると主張している。一方、後者はひとりひとりの意見と個人的態度に触れる事柄に關しては自己決定の権利があると主張している。

当裁判所の裁判長はゴバイテス判例の少数意見の中で次のように述べている。州 (State) 当局は「我が国の歴史と我が國の

政体の構造と組織の授業と勉学を義務付けて」もよいし、それには「市民的自由の保障が含まれ、そういう教育は愛國心と國に對する愛着を鼓舞することになるのであろう」。しかし、現在問題になつてゐるのは、生徒に自分の信条を宣言させることを強制することなのである。生徒は、国旗が何であるのか、あるいはさらに国旗がなにを意味するのかが分かるように国旗敬礼を教えられるのではない。現在問題なのは、愛國心を自覚させるための道筋として、教育という時間のかかる、しかもよく無視されやすいやり方を、敬礼とスローガンを強制することで近回わりさせようとするのが合憲か否かということにある。この問題は、州政府が大学の施設を、自由意思で入隊する生徒に、出席を強制すること無く、提供する場合には、軍事訓練を教科の一部として定めることは憲法に違反しないという最高裁判決によつて影響を受けるものではない。その機会を利用するという利益を受ける者は、そういう制約に従うべきであり、良心にもとづく拒否というものは許されないと判決が下されている (判例ハミルトン対カリフォルニア大学)。本件の場合には出席は任意のものではない。また、大学の特権や必修科目とは別に、州は軍隊を募つたり、市民に兵役義務を課す権限を持っているのであるから、この点においても先の判例は本件とは違ふ。

国旗敬礼は、誓いの言葉と関連して、表現の一形態であることは疑いない。象徴主義は思想を伝達する上で、原初的ではあるが効果的な方法である。ある組織や考え、制度や人格を象徴するの

に記章や旗を使うことは、人の心と心を結ぶ近道である。運動体、國家、政黨、結社、教会などが、その構成員の忠誠心を、旗やのぼり、一定の色や紋様に結び付けようとするのである。州 (State) は階位、職能、権威を冠や職杖、祭壇や神殿、聖職者の衣服を通じて表現し、教会は十字架や受難像、祭壇や神殿、聖職者の衣服を通じて人に語りかけるのである。國家の象徴は、宗教的象徴が神学上の思想を伝えるように、政治的思想をしばしば伝達するものである。こういう象徴と対応しているのが、これらを受容し、或いは敬意を表すにふさわしい身振りである。すなわち敬礼、お辞儀、脱帽、ひざまづきなどである。それぞれの人が、象徴に自分が込めた意味を見出だすのであつて、ある人にとつて慰めと靈感とを与えてくれるものが、他人にとつては物笑いの種であり、輕蔑の対象であるのだ。

一〇年以上も前に最高裁長官としてヒューズ判事は、平和的かつ合法的手段として、赤旗を現在ある政府への反対の象徴として使用することは憲法上言論の自由の保障によつて保障されているという判決を出した (ストロンバーグ対カリフォルニア州)。本件においては、州 (State) の例が、現在組織されている政府への忠誠の象徴として旗を用いているのである。國家が個人に對して國家の示す政治的観念を受け入れることを言葉と身振りで示すことを求めているのだ。こういう形の意思表示が強制された場合にそれに異議申立てすることは古くからある事であつて、權利章典の起草者たちもよく知つていたことである。

また、国旗敬礼と宣誓を強制することは特定の信条と心的態度を確認させることになる点にも注意しなければならぬ。この規則は、生徒がそれとは対立する自分の信念を捨て、命令された儀式にいやいやながらも従うようになると考えているのか、それとも生徒が信念抜き言葉と意味のない身振りなどで受容している振りをするので構わないというのか、いずれかは不明である。検閲や意見表明の禁止がわが国の憲法で許されるのは、その表明が明白かつ現在の危険行為をもたらし、国家としてはそれを防止し、処罰することが認められている場合のみであるということ、今や常識である。意に反した承認が命令できるとすれば、それは沈黙の場合とは違ってもっと直接的かつ緊急の理由がある場合のみに可能であろう。しかし、本件では、国旗敬礼の儀式の間黙っていることが、どうして意見表明を禁止するにたるだけの明白かつ現在の危険を創出するということかという点について何の主張もないまま、強制権限があるとされている。国旗敬礼の強制が許されるという主張をするためには、個人が自分の信念を述べる権利を保障している権利章典が、公権力に対して、個人に自分の意思に反したことを強制的に言わせることも認めているのだ、といわねばならないことになる。

憲法修正条項第一條が当局者にこの種の儀式を遵守させる命令を出すことを許しているのか否かということ、そういう儀式を任意の行為とした場合、それを良いことと考えるのか、悪いことと考えるのか、或いは又、別に害はないと考えるのかということ

信条に基づき、疑いをはさむ余地のない一般的規律から免除されるべきだという主張を、最高裁は審理し、そして否定したにすぎないのである。国旗敬礼論争の根底にある問題は、このように個人の意見、政治的態度に関わる儀式を、わが憲法が政治組織に与えている権力を持つ当局者が、個人に法律上義務付けることが許されるのか否かということにある。我々はこういう権力の存在を前提としておくのではなく、検討することとし、本件の諸問題点を以上のような幅広い観点から捉えながら、ゴバイテス判決が採用したそれぞれの根拠を再検討する。

①そこでは、国旗敬礼の問題は、忘れ難いあのディレンマの中でリンカーンが提起した「緊急事態にある政府は国民の自由を守るため強力すぎてもよいか、あるいは国家の存在を維持できないほど弱いものにとどまるべきであるか」という問題に最高裁を直面させた。そして強力化を支持するというのがその答えであった。と言われる（マイナースビル校区対ゴバイテス）。

我々は、こういった風潮からくる圧力や制約を受けずに、現在の問題を検討できると考える。

リンカーンが、あの印象深い表現をもって擁護した自己維持しようとする強い政府が、ほんのわずかな児童たちを学校から排除するような権力までも持つと考えたと我々が言うことができるかどうかは疑わしい。その様な単純化のやりすぎは、政治的論議では役に立つても、法的理由付けの前提条件に必要な正確さを欠い

とは関係がない。愛国の信条というものはいかなる場合も、ある人にとっては承認できないものを含んでしまったり、別の人にとって不可欠であると思うものを排除したり、強調点や解釈のずれとともに含蓋するものの違いを生じたりしがちである。仮にある愛国の信条を受け入れることを強制する公権力が存在すると仮定した場合、その信条の中に含まれるべき中身を裁判所が決めることは出来ない。主要にはそれを制定する当局の裁量に任せねばならず、その制定権には当然修正権も含むことになるであろう。それゆえ、公けの場でアメリカ市民に信条の言明を強制したり、特定の信条に賛同するための儀式に参加させたりする権力の合法性の問題は、当該儀式の必要性に関する種々の意見とは無関係に考慮されるべき権力の諸問題を提起しているのである。

また、本件は、特定の宗教上の意見やその宗教的・説教性的の有無とかを主題とするものではないと我々は考える。被上告人らがやむなく本件訴訟を行った動機は宗教に起因するものであるが、このような宗教上の意見を持たない多くの市民がこういう強制的儀式は憲法が保障する個人の自由を侵害すると考えている。国旗敬礼を法律で強制できるとする公権力をまず見出ださない限り、ある社会の非同調者についてその信条が国旗敬礼の義務から免除されるか否かを論議する必要はないのである。

しかし、ゴバイテス判決は、その場合にも本件でも主張されているように、国旗敬礼の規律を学校児童一般に課す権力が州（State）に存在することを前提としていたのである。宗教的裁判所に求めることになるだろう。

権力を制限された政府が必ずしも活気を失うということはない。該権利が守られているという確信は強力な政府に対する恐れと警戒心を減じ、その下で生活することが安全だと感じさせる政府に対する支援を促進させる。権利章典という制約規範がなかったなら、わが国の憲法が批准されるだけの力を得られたか否かは疑わしい。これらの権利を実効あるにすることは強力な政府を廃して弱体な政府を遺おということになるのではない。それは、歴史が、これまで裏切られた悲惨な結末を示してきたように、公権力によって紀律化された統合性よりも、強さの手段として、個人の精神的自由を固守することを意味するものである。

今我々の眼前にある問題はこの原則を裏証している。自由な公教育は、非宗教的な教育、政治的中立という理想に忠実であるかぎり、党派的ではなく、いかなる階級、信条、党派、あるいは宗派の敵となるものではない。しかし、もし公教育において何等かのイデオロギー的統制を課せようとするならば、各党派や宗派はその教育制度を通じて影響力を自ら支配しようとするか、或いはそれに失敗すればその影響力を弱体化しようとするに違いない。憲法上の制約を遵守するということは政府の存在を保つのにふさわ

しい場面での政府の力を弱めたりはしないのだ。

②ゴバイテス判例では、各州、郡、校区での教育関係者の機能はその権威に干渉することが「当裁判所を事実上、国家教育委員会にしてしまうことになりかねない」ようなものである。とも論ぜられた。

憲法修正条項一四条は、現在各州にも適用されていて、市民を州当局および州によつて創設されたすべての機関から保護しているが、教育委員会もその例外ではない。各教育委員会はもちろん、重要で難しくしかもかなり自由裁量的な機能を持ったものではあるが、すべて権利章典の枠内で職責を果たすものである。もし自由な精神をその源泉で締め殺すのではなく、従つて若者に対してわが政体の重要な原則を単なる陳腐な切り文句として無視するように教育をするというのではないならば、若者を市民たるべく教育していることは個人の憲法上の自由規定を真直に守るべき理由となる。

こういう教育委員会は数多く、そしてその管轄する区域は小さいことが多い。ところが小さい地域の当局は憲法に対して責任を感ずることが少ないようであるし、報道機関もその責任を問うような監視をすることは余りないと思われる。連邦議会が、国旗敬礼を任意のものとしたり、軍隊の徴兵といった重要な事柄において良心的徴兵拒否者を尊重するという決議で示したこと、国全体の福祉からすれば比較的些細な事柄についての地方レベルの規

則とは鋭い対照を示している。村には暴君もいれば、ハンブデン氏のような政治家もいる。しかし法を口実としてふるまう者である以上、憲法のらち外にあるものはいない。

③ゴバイテス判例では、次のような論理が展開されている。即ちこの問題は「裁判所が特別に又、支配的な権能をもつ分野ではなく、その自由を護ることは司法部とともに立法府にも委ねられているのであり、「このような論争を司法の分野に移すよりも世論の公開討論の場として立法府の議会で、立法府の権威を正しく使つて決着をつける」ことが憲法に適っている。何故なら、「政治的变化をもたらすあらゆる効果的手段が自由に与えられている」からである。

権利章典が作られたその目的は、ある種の事柄については変転する政治的争いから切り離し、多数派や当局の権力を越えたところに置き、裁判所によつて適用される法的原則として確立することにあつた。個人の生命、自由、財産、言論の自由、出版の自由、信仰と集会の自由といった権利および他の基本的権利は投票に委ねられてはならないし、選挙の結果に左右されたりはしない。

当事者の弁論を評価する際に大切なことは、修正一条の原則を適用させる手段としての修正一四条の「正当な手続き」条項と、その条項がそれ自身で適用される事例とを区別することである。修正一条の原則に違反するが故に修正一四条とも衝突する法律を審査することは、修正一四条のみがかかわる審査よりもずっと明

確である。「正当な手続き」条項の漠然性は、修正一条が禁止する具体的事項が基準となる場合には大抵消えてしまう。例えば、公共施設を規制する州の権限には、「正当な手続き」条項という試金石に因るかぎりは、立法府が解釈する「合理的基礎」を持つあらゆる規制を課す権限が含まれる。しかし、言論の自由、出版の自由、信仰の自由および集会の自由はそのような弱い根拠に基づいて侵害されてはならない。そういう自由が制限をうけるのは、国家が合法的に守ることができる公益に対する重大且つ差迫つた危険性がある場合のみである。注意すべき重要な事は、州当局に直接かわかるのは修正一四条であるが、本件を最終的に決定するのは修正一条のもっと具体的な制約原理だということである。

また、行政当局の主張に対して権利章典を適用するという我々の任務は、権利の侵害が起きる分野において、法廷が際立った権能を有していることによるものでもない。確かに、一八世紀の自由な政府の原型の一部として考えられた権利章典の莊重な原則を、二〇世紀の諸問題に対処する行政に対する具体的制約として持ち込むという仕事は、自信をぐらつかせるものではある。こういう原則は、個人が社会の中心であり、個人の自由は政府による規制が無いことによつてのみ可能であり、政府には人間の生活に對してできるだけ少ない統制と穏やかな監督力が委ねられるべきであるという哲学を生み出した土壌で成長したのである。我々はそこで認められた諸権利を、自由放任或いは不干渉の原則が少

なくとも経済面に関しては後退し、社会的進歩が一層緊密な社会統合と拡大・強化された政府統制とを通じてますます求められていく土壌へと移植せねばならないのだ。こういう条件の変化は、先例に対する信頼を失わせることがしばしばある。そして、我々の判断は否応なく困難なものとなる。しかし、我々はこのように事柄において、我々の権能という権威によつて行動するのではなく、我々に委託された職責によつて行動する。公教育といった専門分野に於ける我々の権能は控へ目に評価せねばならないからといって、自由が侵害された場合には、当裁判所の機能として歴史が保障してきた判断を差し控えることは出来ない。

④最後に、そしてこれこそがゴバイテス判決の核心であるのだが、「国民の統合が国家の安全の基礎であり」当局は「その目的の達成のために適切な手段を選ぶ権利」を有すると論じ、それ故「国民統合」に向けたこのような強制的手段は合憲的であるといった結論に至っている。この仮定の真実性の有無に本件に対する我々の回答が分かれる。

当局が説得と実例を通じて促進しようとする国民統合という目的が今問題なのではない。問題は、本件において現在採られている強制がその目的達成のために、わが憲法の下で、許容される手段であるかどうかにある。

その時代や国にとつて不可欠と考えられる目的に賛同させようとして、人々の感情を強制的に統一しようとするための努力は、

これまで悪意の人のみならず多くの善良な人によってもなされてきた。ナショナリズムは比較的新しい現象であるが、時代や場所によつて、その目的は民族的あるいは領土的な安全保障であつたり、王朝や政府を維持することであつたり、靈魂を救済する個々の方法であつたりした。統合を達成するための当初の緩やかなやり方が失敗するとその達成を決意している者達はますます厳しい手段に頼ることになる。統合を目指す政府の圧力が大きくなるにつれて、その統合が誰のための統合なのかに関する争いがますます強くなる。おそらく、公教育関係者が、若者にどんな教義と誰の教育計画を抱かせ、統一するかということを選択しなければならぬことほど、他のどんな挑発にもまして、国民を深い分裂に押し進めるものはないであろう。統一を強制することが最終的には無駄であることは、キリスト教をその多神教による統一を乱すものとして抑圧しようとしたローマ帝国の攻撃をはじめ、宗教的王朝としての統合を守る手段としての宗教裁判、ロシア統合のためのシベリア連放から、現在の我々の敵である全体主義国家の急速に失敗に帰しつつある努力に至るまで、そういうすべての試みが教えてくれている。反対意見を強制的に排除しはじめるとやがてそれは反対者を根絶する事へと繋がってしまう。意見の統一を強制することは、ただ墓場という同一化をもたすだけである。言い古されたことではあるが言つておかねばならないのは、わが憲法の修正第一条は、こういう始まりを避けることによつてこういう結果を避けることを目的としていたのである。国家や国家

れ下級官僚であれ、いかなる役人も、政治、国家、宗教或いは他の個人の意見に関する事柄で何が正当であるかを決めることはできないし、また、強制的に市民に対してそれらに關しての信念を言葉や行動で表現させることはできないということである。例外を許すような状況がありうるとしても、そういう状況は今我々には起きていない。

国旗敬礼と誓約を強制する地方当局の行為は、憲法の制約を越え、すべての公的統制から憲法修正第一条が保護している知性と精神の領域を犯すものであると当裁判所は考える。

マイナーズビル校區対ゴバイテスの当法廷の判決及びそれに先立ち、先例となつた二、三の各判決は破棄され、ウエスト・バージニア法令の執行を禁止する原判決は確認された。

(少数意見、補足意見の訳文省略)

(注1) ウエスト・バージニア法規集一七三四条(一九四一年版)

「すべての公立・私立、カトリック教區立及びプロテスタント各派立の当州内に存在する学校は、合衆国の歴史、公民、合衆国及びウエスト・バージニア州憲法の正規の課程を設けねばならず、その目的はアメリカ主義の理想、原則及び精神を教え、涵養し、不朽のものとし、合衆国及びウエスト・バージニア州

の權威の本質と起源に関するアメリカ人の考えには神秘的な要素は全く無い。我々は統合される者の合意によつて政府を作るのであり、權利章典は權力を持つものに、そのような合意を強制するいかなる法的機会も否定している。この国における權威は世論によつて支配されるのであり、世論が權威によつて支配されるのではない。

本件が難しいのは、判決を下す諸原則が不明瞭だからではなく、問題となつている旗が我が国旗だからである。にも拘らず、我々は知的精神的に多様であり、あるいは正反対であつてもよいとする自由の保障が社会組織を崩壊させるなどという恐れを抱くことなく、憲法の定める制約を適用する。愛国的儀式が強制的手順を取らずに任意で自発的なものならば愛国心は駄目になると考えることは、自由な精神に対して我が国の制度が持つ魅力を減少評価することになる。非凡な心の持ち主のお陰で我々は知的個人主義と豊かな文化的多様性を享受することができているが、それは時折の風変わりな行動や、異常な態度という代償を払うにすぎないのだ。本件がそうであるように、その行動・態度が他人或いは国家にとって害のないものである場合は、その代償は決して大きいものではない。しかし、意見を異にする自由は、あまり小さな問題に限られるものではない。もしそれだけのことならば、それは単に自由の影にすぎないだろう。その本質が試されるのは、現在の秩序の核心に触れる事柄に關しても意見を異にする權利である。我が憲法という星座に不動の星があるとするれば、高級官僚であ

の政府の組織と機構の知識を増大させることにある。州教育委員会は、州教育長の助言を受けて、こういう科目を教える課程を公立小学校、高等小学校、公立高等学校及び州師範学校に定める。これに相應する私立、教區立及び各派立学校を管理する理事者或いは理事會の義務は、自らが管理し監督する学校に公立学校が要求されているのと同様の教育課程を定めることである。」

(注2) 決議は以下の通り

「ウエスト・バージニア州教育委員会は、アメリカ合衆国憲法及びウエスト・バージニア州憲法の權利章典、特に合衆国憲法修正第一条(それは修正第一四條で再確認され、当州の憲法第三条で宗教的自由の保障となつてゐる)によつて保障される諸權利と人権に最大に配慮を払うものであり、又、ウエスト・バージニア州教育委員会は、宇宙の窮極の真理と人間のそれとの關係に関する個人の信念は法の適用される範圍を越えること、信仰を伝えることは教会であらうが礼拝堂、モスク、ユダヤ教、神殿、會堂などであらうが保障されていること、及び合衆国及びウエスト・バージニア州憲法は自己の宗教活動中において、他者の宗教的見解を、それが政府の中で少数派であれ、多数派を占めるものであれ、損なうことに対して罰を課せられることを免除するといふ寛容な原則を保障するものであり、又、ウエスト・バージニア州教育委員会は、人間の關係の多様な性質のゆえに個人の宗教的な義務が同胞の世俗的利害と衝突する可能

性のあること、宗教的寛容を求める長い闘争においても良心に答めるといふことにおいて、信仰を促進したりあるいは制限したりすることを用意しない一般的な法律に服する義務を個人から免除してこなかったこと、及び政治的共同体の関心と矛盾する信念を持つていたこと、及び政治責任の履行を免除されてはこなかったことを認めるものであり、又、ウエスト・バージニア州教育委員会は、国家の統合が国家の安全保障の根本であること。我が国旗は我が国の統合の象徴であつて、憲法の枠組みの中では、たとえどんなに大きな相違であつても、国内の相違をすべて超越していること。国旗が国の権力の象徴であること。真に最良の意味で自由の徴であること。及び、国旗は統治されるもの合意に基づく政府、法によって規定された自由、強者に対する弱者の保護、恣意的な権力の使用に対する保障、および外国の侵略に対する自由な諸制度の絶対安全を象徴すると考へるものであり、又、ウエスト・バージニア州教育委員会は、ウエスト・バージニアの憲法の権威の下にウエスト・バージニア州議会によって設置され、又、法律的な手段に従つて課せられる税によつて維持される公立学校が、市民意識の発達の形成期に対処しているものであつて、国旗はこの様に公的に運営されている学校の課程の一部分として行なわれるべきものであるとの見解を持つものであり、以上のゆゑに、次のように決議する。ウエスト・バージニア州教育委員会は、合衆国国旗に対する一般に受け入れられている敬礼、すなわち右手

「私は、聖書の中に提示されている神の律法に一致する合衆国の法律すべてに忠誠と服従を誓います。」

(注5) ウエスト・バージニア法規集一八五二条(二節)

「児童が、学校の正当且つ合法的要求、郡ないしは州教育委員会が制定した規則に従ふことを拒否したゆゑに、放校、停学、退学に処せられた場合、その児童の再入学は、その要求及び規則を受諾するまでは認められない。その児童が、その要求及び規則を受け入れることを拒否する間は、その児童は不法に学校を欠席しているものと見なされ、その児童を法的に或いは事実上保護する者は、本条のその様な児童の学校の欠席に關する規定の下に刑事訴追を免れない。」

(注6) ウエスト・バージニア法規集四九〇四條(四節)

(注7) 前出注5を見よ。

(注8) ウエスト・バージニア法規集一八四七條、一八五一條

(注9) 裁判所法二六六條

(注10) ヘルヴァリントン対グリフィス判例(一九四三・三・一判決)に引用されている諸家の意見を見よ。

(注11) 一九四二年六月二日に結果が発表されたニューヨークタイムズ紙によるアメリカ史学習の全国調査を参照せよ。同紙は同日の一面で以下のように要約している。

「合衆国の高等教育機関のうち八二%は合衆国の歴史を学士号を得るための必修科目としていない。一八%の大学が学士号を得るためにそういう歴史の単位を要求している。」

を胸の上に置き「私はアメリカ合衆国の国旗と、それが表現する共和国への忠誠を誓う。合衆国は全国民の自由と正義を備えた不可分の国である」と唱和することを、全部ないし一部を公的基金によつて維持されている公立学校における学校活動の正規の課程の一部分とすること、及びウエスト・バージニアの法が定める教員すべてと、上記の学校に在学するすべての生徒は国旗を表わす國家を讃える敬礼に参加することを求められ、国旗に敬礼することを拒否するならば不服従行為と見なされ、かかるべき処置を受けることを、ここに確認し、命令する。」

(注3) 合衆国国旗協会本部は、この敬礼において国旗に対して右手を延ばすことは、ナチスやファシストの敬礼とは違ふという立場をとつてゐる。「なるほど非常によく似てはいるが、国旗敬礼の場合には右腕を延ばして上にあげ、掌は上を向いてゐるのに対して、ナチスの場合は胸を事実上真つ直ぐ前に突き出し(指先がほぼ目の高さ)、掌は下を向いてゐる。ファシストは腕をすこし高く上げることが除けばナチスと同じである。(ジェイムズ・A・モス「合衆国の旗：その歴史と象徴するもの」)

(注4) エホバの証人等は、「定期的且つ公的に」国旗敬礼の儀式に参加する代わりに、次のような誓約を提案してきた。

「私は全能の神エホバとイエスがそのために折れと命ずる神の国に無条件の忠誠と献身を誓いました。」

「私は合衆国の旗を尊重し、それを万人の自由と正義の象徴として認めます。」

この国の歴史を扱う課程を取らずに四年間の大学の課程を終える学生が多いことが分かつた。

七二%の大学が入学許可の際に(高校での)合衆国の歴史を要求せず、要求しているのは二八%である。その結果、自分の国の歴史を講べたこともなく高校、大学を卒業して大学院などへ進む学生が多いことが調査で分かつた。

最近終つたばかりの春学期に於いて全学部学生の一〇%以下が合衆国の歴史を受講した。合衆国の歴史を受講した一年生はわずか八%であり、それに対してヨーロッパまたは世界史を受講した一年生は三〇%にのぼつた。」

(注12) 教育委員会決議は、国旗敬礼が教育的価値を持つてゐると主張するゆゑに国旗敬礼を採択したのではない。教育委員会は国民統合の促進に関心を寄せていたと思われる(注2参照)。その正当性はこの意見書では後に論ずる。国旗敬礼の教育的側面については、我々の目に止まつたものは唯一、オランダ「国旗敬礼に關する児童の知識」(教育研究ジャーナル三五五)だけであるが、それはかなり多数の典型的な児童の、毎日学校で唱える国旗敬礼の意味を記憶し、再現する能力の研究である。オランダの結論は、「国旗敬礼の言葉ばかりではなくその意味まで児童に教えようとする我々の試みはどちらかといへば無様な状態を」示した。

(注13) 初期のキリスト教徒は皇帝の像や帝國の権威の象徴の前での儀式に参加することを拒否したことではしばしば処刑され

た。ウイリアム・テルが代官の帽子に敬礼することを拒否して息子の頭からリングを射ち落とすように命ぜられたのも古くから知られる話である(エンサイクロペディア・ブリタニカ)。クエーカー教徒は、その中にはウイリアム・ペンもいるが、世俗の権威に敬意を払って帽子を取るよりむしろ罰を甘受した(フォクス「勇氣あるクエーカー達」)。

(注14) 例え、「共和国」という言葉の使用が我が国を「民主制」とは区別するためになされたとすれば、又、「一國」という言葉で「連邦国家」と区別する意図があるとすれば、我が国の政治史上古くからある激しい論争の種子となる。さらには、「全国民の自由と正義」という表現が一つの理想というよりも現在の秩序の記述として受け入れなければならぬとしたら、これは誇張であると思う人もあろう。

(注15) クッシュマン「一九三九―四〇年代の憲法」(アメリカ政治学レビュー二五〇、二七二)は次のように述べている。

「多数意見が国旗敬礼の儀式を愛国心の自由な表現として賞揚する雄弁さというものは、感受性豊かで純粹な児童に公衆の中で恥をさらさせるような野蛮な強制さを述べる段になると、不愉快なものとなる。」

さらに、エホバの証人と信仰は同じくしないが、ゴバイテス判決を批判する人達には、パウエル「民主制と国民統合における良心と憲法」(シカゴ大学出版局)、ウイルキンソン「市民の自由の憲法による保障の諸問題」(フォードハム法律レビュー

一一号)、フェネル「再構築された法廷と宗教的自由：ゴバイテス判決の反省」(ニューヨーク大学季刊法律レビュー一九号)、グリーン「修正一四条のもとでの自由」(ワシントン法科大学季刊誌四九七号)、国際法律協会会報九号、ミシガン法律レビュー一三九号、セントジョーンズ法律レビュー一五号。

(注16) 多数意見は次のように述べている。

「国旗敬礼が、良心の咎めを呼び起こさないもの達にとつては、学校教育として受け入れられる部分であることは確かに論ずるまでもない。しかし、儀式は一般的に要求されるにしても、例外的に反対者に対しては免除されるべきだと主張することは、そのような例外が学校の紀律に難しい要素を持ち込むかもしれないし、他の児童の心に疑念を生じさせ、その疑念が儀式の効果をも弱めるかもしれないという州議会の判断には何の根拠もないと論ずることになる」(下線引用者)。

さらに別の箇所では、問題は次のように述べられている。

「憲法はいかなる場合に、ある大きな共通の目的の促進のために社会が必要と見なすことから、あるいは全体の福祉にとつて危険と思われる行為に対する処罰から免除を命ずるのか」(下線引用者)、あるいはまた、「ゴバイテス家の児童のような学童は、国民の統合の促進のために他の児童にはすべて要求されている行為が免除されるべきであるか否か」と(下線引用者)。

(注17) 両院合同決議(一九四二年一月二十二日)は、(国旗敬礼に対する)非同議行為に何の罰則も設けていないが、次のよう

に規定している。「国旗に対する忠誠の誓約」私はアメリカ合衆国の国旗と、それが表す共和国への忠誠を誓う。合衆国は全国民の自由と正義をそなえた不可分の国である」は、直立して右手を左胸に当ててなされる。しかし、一般市民は常にその誓約がなされるときに直立し、脱帽して、注目をもって国旗に対する敬意を表すものとする。」

(注18) 義務軍事訓練および兵役法第五条(一九四〇年)。

(注19) 国家は軍隊を募り、国民に兵役を命ずることができる。

義務徴兵法の判例参照。

もちろん、それ故、軍事訓練を受けるものは多くの任務を帯びているのであって、市民生活を送るものにとつては不可侵のものとして持っている多くの自由を主張できないこともある。

(以上翻訳、長島 貞樹・小野 誠之)

(京都) 「君が代」訴訟を すすめる会編

<資料「君が代」訴訟> より